

監 査 委 員

6年監査公表第7号

令和5年度に執行した監査の結果（令和5年12月27日から令和6年1月31日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年10月8日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 健康福祉部

宇治児童相談所

(指摘)

年休等取得日に特殊勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに誤支給分の返納処理を行い、令和6年5月までに全員から返還を受けるとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後は各職員において業務発生後速やかに総務事務システムに入力するとともに、決裁時においても改めて各職員の勤務実績をチェックすることにより、再発防止を徹底することとした。

(2) 建設交通部

京都土木事務所

(指摘)

河川占用料に係る延滞金の計算を誤り、過少徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、河川占用料徴収の手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和6年5月に過少分の追加徴収を行うとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後、河川占用料を算定する際は、その都度、根拠となる関係法令を確認するとともに、複数の職員によりチェックを行い、再発防止に努めることとした。

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り、過大徴収していたもの

(措置の内容)

監査終了後、係員全員に指摘事項の説明を行い、その内容について周知するとともに、行政財産使用料の手続について再度徹底を図った。

また、本件の相手方へ、令和6年3月に過大分の還付を行うとともに、他に同様の事例がないことを確認した。

今後、行政財産使用料を算定する際は、その都度、根拠となる関係法令を確認するとともに、複数の職員によりチェックを行い、再発防止に努めることとした。

(3) 広域振興局

中丹西土木事務所

(指摘)

委託料を過大に支出していたもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに事案を精査し、委託先から提出される業務日報をもとに担当職員のみが月単位の精算表をエクセル入力・確定させていたことが原因であることが判明した。他に同様の過誤がないことを再確認し、所内全職員に情報共有を行った。

また、委託事業者へ納入通知書を発行し、令和5年10月に差額の返還を受けた。

今後は、委託事業者側の確認体制の強化を要請の上、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

(4) 教育委員会

府立南丹高等学校

(指摘)

行政財産使用料の算定を誤り、過少徴収していたもの

(措置の内容)

直ちに相手方へ連絡し経緯を説明の上、令和6年2月に不足額が納入されていることを確認した。併せて、過去5年分の教育財産使用料について算定額を確認し同様の事例がないことを確認した。

教育財産使用料算定にあたっては、固定資産評価基準の残存率や根拠となる関係条例や規則等について、事務室内で再確認するとともに、今後は行政財産使用料自動計算シートを活用し、再発防止を図ることとした。